

## 不在者投票特別経費の請求について

### 1 不在者投票に関する費用について

#### (1) 不在者投票特別経費に関する法令

「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」の規定に基づく、不在者投票を行った選挙人1人につき1,073円が不在者投票管理者に支給されます。なお、請求できるのは、投票用紙を請求した人数ではなく、実際に投票した人数の分です。

※ 知内町についても上記規定に準じます。

#### (2) 不在者投票特別経費の請求先

選挙の種類	請求先
衆議院議員、参議院議員、北海道知事及び北海道議会議員の選挙	北海道知事
知内町長及び知内町議会議員の選挙	知内町長

#### (3) 請求書に必要な書類

ア 不在者投票特別経費請求書（別紙1）

イ 不在者投票内訳書（別紙2）

ウ 委任状（別紙3） ※不在者投票管理者が経費の受領に関する権限を委任する場合に必要

#### (4) 請求書の提出

不在者投票特別経費請求書は、速やかに知内町選挙管理委員会に提出してください。

### 2 不在者投票特別経費の請求等に係る留意事項

#### (1) 請求者について

不在者投票特別経費の請求は、あくまでも不在者投票管理者（病院の場合は病院長）が行うこととなります。

ただし、不在者投票管理者が経費の請求を他の者に委任した場合には、委任された者（理事長等）が行うことができます。

なお、請求書には、記載する請求者（受任者）の氏名、印が振込先の口座名義人と異なることがないように注意してください（請求者（受任者）と振込先の口座名義人は同一としてください。）。

また、振込先の口座名は省略しないで記載してください（不在者投票特別経費を振り込む際に請求書に記載された口座名が金融機関に登録されている口座名と一致しない場合、入金できません。）。

#### (2) 「委任状」（別紙3）について

不在者投票管理者が経費の請求及び受領に関する権限を委任する場合は、必要事項を記入し、請求書に委任状（別紙3）を添付してください。なお、委任した場合は、請求書の様式（別紙1）には、必ず請求者と受任者を併記してください。

請求者が委任しない場合は、請求者欄の記載のみで構いません。

【注】病院長と理事長が同一人物であり、不在者投票用紙の請求を病院長として行っても、経費を振り込むべき口座の名義人の役職が理事長となっている場合には、病院長から理事長に対する委任状が必要となります。

(3) 納付書について

納付書によって収納する指定施設にあつては、納付書の発行をお願いします。  
この場合においても、請求書及び不在者投票内訳等の添付書類の提出が必要です。

(4) 請求印等について

委任状に使用する委任者及び受任者の印は、個人印又は職印（例えば、病院長印又は、理事長印等）で構いませんが、経費の請求書に使用した印と同一でなければなりません。

(5) 収入印紙について

委任状への収入印紙の貼付は不要です。

(6) 捨印について

不在者投票特別経費請求書の記載事項の訂正には、すべて請求者の印が必要ですので、訂正に備えて捨印欄に請求者の印（委任している場合にあっては、受任者の印）を押してください。

ただし、請求金額の訂正はできませんので、請求金額を誤記した場合は、請求書を作成し直してください。

**3 請求書等の郵送先**

〒049-1103 上磯郡知内町字重内21番地1  
知内町役場総務課総務係

**4 関係書類の保存**

今回の選挙における関係書類については、少なくとも選挙期日の後2か月間は不在者投票管理者が保存しておいてください。